

統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

I. 経営陣による統合的リスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- 統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいう。「統合リスク管理」とは、統合的リスク管理方法のうち各種リスクを VaR 等の統一的な尺度で計り、各種リスクを統合（合算）して、金融機関の経営体力（自己資本）と対比することによって管理するものをいう。他方、「統合リスク管理」によらない統合的リスク管理とは、例えば、各種リスクを個別の方法で質的又は量的に評価した上で、金融機関全体のリスクの程度を判断し、金融機関の経営体力（自己資本）と対照することによって管理するものが考えられる。
- 金融機関全体のリスク管理態勢の整備・確立は、金融機関の業務の健全性及び適切性の確保の核心部分の一つであり、経営陣は、経営の基本方針（経営方針）の決定を行い、これに則り戦略目標を決定し、金融機関全体のリスクを統合的に管理する機能の実効性確保に向けた組織体制の整備を行う等、態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。
- 統合的リスク管理態勢については、金融機関の業務の健全性及び適切性の確保のため、戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルを踏まえ、その必要性を自らが認識し、自発的な取組によって整備すべきである。
- 検査官は、統合的リスク管理態勢を検証するに当たっては、金融機関による統合的リスク管理態勢の整備・確立に向けた自発的な取組を最大限に尊重しつつ、金融機関の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに加え、金融機関が採用しているリスク評価方法の複雑さ及び高度化の水準に見合った適切な統合的リスク管理態勢が整備されているかを検証することが重要である。

なお、金融機関が採用すべきリスク評価方法の種類や水準は、金融機関の戦略目標、業務の多様性及び直面するリスクの複雑さによって決められるべきものであり、複雑又は高度なリスク評価方法が、全ての金融機関にとって適切な方法であるとは限らないことに留意する。
- 検査官は、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善態勢の整備がそれぞれ適切に経営陣によってなされているかといった観点から、統合的リスク管理態勢が有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかを I. のチェック項目を活用して具体的に確認する。
- 各リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（本チェックリストを含む。）の II. 以降の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点が各チェックリストの I. 及び必要に応じて本チェックリストのいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。

- ・ 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

1. 方針の策定

①【取締役の役割・責任】

取締役は、統合的リスク管理を軽視することが戦略目標の達成に重大な影響を与えることを十分に認識し、統合的リスク管理を重視しているか。特に担当取締役は、リスクの所在、リスクの種類・特性及びリスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法並びに統合的リスク管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づき当該金融機関の統合的リスク管理の状況を的確に認識し、適正な統合的リスク管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。例えば、担当取締役は各種リスクを統合的に評価する方法（評価・計測手法、前提条件等を含む。以下「統合的リスク評価方法」という。）の限界及び弱点を理解し、それを補う方策を検討しているか。

②【戦略目標の整備・周知】

取締役会は、経営方針に則り、金融機関全体の収益目標、リスク・テイクの戦略等（資産・負債戦略、リスク・リターン戦略等）を定めた戦略目標を策定し、組織内に周知させているか。戦略目標の策定に当たっては、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の構成、各種リスクを勘案し、かつ自己資本の状況を踏まえ検討しているか。また、例えば、以下の項目について留意しているか。

- ・ どの程度のリスクを取り、どの程度の収益を目標とするのかを定めるに当たり、リスクを最小限度に抑えることを目標とするのか、能動的に一定のリスクを引受け、これを管理する中で収益を上げることを目標とするのか等を明確にしているか。
- ・ 金融機関全体及び各部門の戦略目標は、収益確保を優先するあまり、リスク管理を軽視したものになっていないか。特に長期的なリスクを軽視し、短期的な収益確保を優先した目標の設定や当該目標を反映した業績評価の設定を行っていないか。

③【統合的リスク管理方針の整備・周知】

取締役会は、統合的リスク管理に関する方針（以下「統合的リスク管理方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- ・ 統合的リスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任
- ・ 統合的リスク管理に関する部門（以下「統合的リスク管理部門」という。）の

設置、権限の付与等の組織体制に関する方針

- ・ 資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行に関わる組織（以下「ALM委員会」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針
- ・ リスク限度枠の設定に関する方針
- ・ 管理対象とするリスクの特定に関する方針
- ・ 統合的なリスクの評価、評価されたリスクのモニタリング、コントロール及び削減に関する方針
- ・ 新規商品等¹に関する方針

④【方針策定プロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、統合的リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

2. 内部規程・組織体制の整備

①【内部規程の整備・周知】

取締役会等は、統合的リスク管理方針に則り、統合的リスク管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「統合的リスク管理規程」という。）を統合的リスク管理部門の管理者（以下本チェックリストにおいて単に「管理者」という。）に策定させ、組織内に周知させているか。取締役会等は、統合的リスク管理規程についてリーガル・チェック等を経て、統合的リスク管理方針に合致することを確認した上で承認しているか。

②【統合的リスク管理部門の態勢整備】

- (i) 取締役会等は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に則り、統合的リスク管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。²
- (ii) 取締役会は、統合的リスク管理部門に、当該部門を統括するのに必要な知識と経験を有する管理者を配置し、当該管理者に対し管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。
- (iii) 取締役会等は、統合的リスク管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。³

¹ 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリストⅠ. 3. ④を参照。

² 統合的リスク管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他のリスク管理部門と統合した一つのリスク管理部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が統合的リスク管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者が統合的リスク管理を担当する場合等）には、当該金融機関の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

³ 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。

(iv) 取締役会等は、統合的リスク管理部門について市場部門、営業推進部門等からの独立性を確保し、牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。

③【市場部門、営業推進部門等における統合的リスク管理態勢の整備】

(i) 取締役会等は、管理すべきリスクの存在する部門（例えば、市場部門、営業推進部門等）に対し、遵守すべき内部規程・業務細則等を周知させ、遵守させる態勢を整備しているか。例えば、管理者に、市場部門、営業推進部門等が遵守すべき内部規程・業務細則等を特定させ、効果的な研修を定期的に行わせる等の具体的な施策を行うよう指示しているか。

(ii) 取締役会等は、管理者又は統合的リスク管理部門を通じ、市場部門、営業推進部門等において、統合的リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しているか。

④【ALM委員会等の整備】

取締役会等は、統合的リスク管理方針に基づき、資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行に関わるALM委員会又はこれと同等の機能を有する組織（以下「ALM委員会等」という。）を設置しているか。ALM委員会等を設置しない場合は、それに代替するリスク管理プロセスを整備しているか。

⑤【取締役会等への報告・承認態勢の整備】

取締役会等は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、管理者に、定期的には又は必要に応じて随時、取締役会等に対し状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

⑥【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。⁴

⑦【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】

取締役会等は、内部監査部門に、統合的リスク管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。

⁵例えば、以下の項目については、内部監査実施要領又は内部監査計画に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。

- ・ 統合的リスク管理態勢の整備状況
- ・ 統合的リスク管理方針、統合的リスク管理規程等の遵守状況
- ・ 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った統合的リスク管理プロセスの適切性
- ・ 統合的リスク評価方法の限界及び弱点を踏まえた運営の適切性

⁴ このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。

⁵ 内部監査計画についてはその基本的事項について承認すれば足りる。

- ・ 統合的リスク評価方法の妥当性
- ・ 統合的リスク評価で利用されるデータの正確性及び完全性
- ・ ストレス・テストにおけるシナリオ等の妥当性
- ・ 内部監査及び前回検査における指摘事項に関する改善状況

⑧【内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、統合的リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

3. 評価・改善活動

(1) 分析・評価

①【統合的リスク管理の分析・評価】

取締役会等は、監査役監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等全ての統合的リスク管理の状況に関する情報に基づき、統合的リスク管理の状況を的確に分析し、統合的リスク管理の実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

②【分析・評価プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、統合的リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

(2) 改善活動

①【改善の実施】

取締役会等は、上記3.(1)の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

②【改善活動の進捗状況】

取締役会等は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて随時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

③【改善プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、統合的リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

II. 管理者による統合的リスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- ・ 本章においては、管理者及び統合的リスク管理部門が果たすべき役割と負うべき責任について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。
- ・ II. の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点が I. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを I. のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記 I. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

1. 管理者の役割・責任

① 【統合的リスク管理規程の整備・周知】

管理者は、リスクの所在、リスクの種類・特性及び統合的リスク管理手法を十分に理解し、統合的リスク管理方針に沿って、リスクの特定、評価及びモニタリングの方法を決定し、これに基づいたリスクのコントロール及び削減に関する取決めを明確に定めた統合的リスク管理規程を策定しているか。統合的リスク管理規程は、取締役会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。

② 【統合的リスク管理規程の内容】

統合的リスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、リスクの統合的な管理に必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- ・ 統合的リスク管理部門の役割・責任及び組織に関する取決め
- ・ リスク限度枠の設定に関する取決め
- ・ 統合的リスク管理の管理対象とするリスクの特定に関する取決め
- ・ 統合的リスク評価方法及び各種リスクの評価方法に関する取決め
- ・ 統合的にリスクをモニタリングする方法に関する取決め
- ・ 統合的リスク評価方法の定期的な検証に関する取決め
- ・ 新規商品等に関する取決め
- ・ 取締役会等に報告する態勢に関する取決め

③ 【管理者による組織体制の整備】

- (i) 管理者は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に基づき、適切な統合的リスク管理を行うため、統合的リスク管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。

- (ii) 管理者は、適切に統合的リスク管理を行う上で、金融機関全体のリスク管理の遺漏が発生しない態勢を整備しているか。また、各リスク管理部門の管理者に、各リスク管理部門において統合的リスク管理に影響を与える態勢上の弱点、問題点等を把握した場合、統合的リスク管理部門へ速やかに報告させる態勢を整備しているか。
- (iii) 管理者は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に定める新規商品等に関し、新規商品等審査のため、各リスク管理部門を通じ、それぞれのリスク・カテゴリ毎に新規商品等に内在するリスクを特定させ、報告させる態勢を整備しているか。⁶
- (iv) 管理者は、統合的リスク評価方法の限界及び弱点を理解し、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合ったリスク管理の高度化に向けた態勢を整備しているか。⁷
- (v) 管理者は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った信頼度の高い統合的リスク管理システム⁸を整備しているか。
- (vi) 管理者は、統合的リスク管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。
- (vii) 管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。

④【統合的リスク管理規程及び組織体制の見直し】

管理者は、継続的に統合的リスク管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施しているか。また、定期的に又は必要に応じて随時、統合的リスク管理態勢の実効性を検証し、必要に応じて統合的リスク管理規程及び組織体制の見直しを行い、又は取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

2. 統合的リスク管理部門の役割・責任

(1) リスクの特定・評価

①【管理対象とするリスクの特定】

- (i) 統合的リスク管理部門は、各リスク管理部門に直面するリスクをカテゴリ毎に網羅的に洗い出させ、洗い出したリスクの規模・特性を踏まえ、統合的リスク管理の管理対象とするリスクを特定しているか。洗出しの際、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等のリスク・カテゴリの網羅性に加え、海外拠点、連結対象子会社、業務委託先等の業務範囲の網羅性も確保しているか。

⁶ 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリストⅠ. 3. ④を参照。

⁷ リスク管理の高度化とは、リスク計測の範囲拡大、精緻化、高度化等だけでなく、限界・弱点を補う方策、計測結果の活用方法等についての高度化も含むことに留意する。

⁸ システムには、中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する。以下同じ。

- (ii) 統合的リスク管理部門は、与信集中リスク及び銀行勘定の金利リスクを統合的リスク管理の管理対象とし、また、自己資本比率の算定において対象としていないリスクについても管理対象とすべきかを検討しているか。統合的リスク管理の管理対象としないリスクが存在する場合は、その影響が軽微であることを確認しているか。
- (iii) 統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に定める新規商品等に関し、各リスク管理部門を通じ、事前に内在するリスクを特定し、新商品委員会等に適時に報告しているか。⁹

②【各種リスクの評価】

- (i) 統合的リスク管理部門は、リスクを定量化できない場合に、可能な範囲で影響度の段階的評価や管理・制御水準の自己評価等を行う等、統合的リスク管理の管理対象とする各種リスクを適切に評価しているか。または、統合的リスク管理の管理対象とする各種リスクに関する必要な情報を各リスク管理部門から適時適切に報告させているか。
- (ii) 統合的リスク管理部門は、各リスク評価・計測手法、前提条件等の妥当性について検討しているか。または、各リスク管理部門がそれらの妥当性について検討していることを確認しているか。例えば、以下の項目について検討しているか。
- ・ 銀行勘定の金利リスク計測におけるコア預金の取扱い及び資産・負債のオプション性リスク（期限前解約リスク・期限前償還リスク等の非線形リスク）等の計測手法は適切なものとなっているか。
 - ・ リスク量をシナリオ法で計測している場合、採用するシナリオは適切なものとなっているか。
 - ・ リスク量を統一的な尺度の1つである VaR で計測している場合、計測手法・保有期間・信頼水準等は戦略目標やリスク・プロファイルに応じて適切なものとなっているか。
 - ・ 統合リスク計測手法を用いている場合、各リスク計測手法間の整合性は確保されているか。

③【リスクの統合的な評価】

- (i) 統合的リスク管理部門は、営業店等¹⁰、連結対象子会社、さらには重要な業務委託先に所在するリスクを含め、統合的に評価・計測しているか。
- (ii) 統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理の管理対象とする各種リスクを統合的に評価・計測しているか。統合的リスク管理の管理対象とする各リスク量を合算する場合には、その合算方法は適切なものとなっているか。統合リスク計測手法を用いている場合には、本チェックリストⅢ. 1. (3)①の各項目を踏まえて、各種リスクを合算しているか。

⁹ 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリストⅠ. 3. ④を参照。

¹⁰ 営業店及び海外拠点をいう。

(iii) 統合的リスク管理部門は、当該金融機関に重大な影響を及ぼしうる事象を包括的に捉えたストレス・シナリオ等を用いて、リスクを統合的に評価・計測しているか。

(2) モニタリング

①【リスク全体の統合的なモニタリング】

統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に基づき、当該金融機関の内部環境（リスク・プロファイル、リスク限度枠等の使用状況等）や外部環境（経済循環、市場等）の状況に照らし、リスク全体の状況を統合的に適切な頻度でモニタリングしているか。また、内部環境及び外部環境の状況並びに前提条件等の妥当性のモニタリングも行っているか。

②【リスク限度枠の遵守状況等のモニタリング】

統合的リスク管理部門は、リスク限度枠又はリスク資本枠（資本配賦運営を行っている場合）の遵守状況及び使用状況について、定期的にモニタリングしているか。

③【取締役会等への報告】

統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に基づき、統合的リスク管理の状況及び統合的に評価したリスクの状況に関して、取締役会等が適切に評価及び判断できる情報を、定期的に又は必要に応じて随時、報告しているか。例えば、以下の項目について報告しているか。

- ・ リスク・プロファイル及びその傾向
- ・ リスク限度枠又はリスク資本枠（資本配賦運営を行っている場合）の遵守状況及び使用状況
- ・ 経済循環等の外部環境の状況
- ・ 統合的リスク評価方法の限界及び弱点並びに妥当性

④【自己資本管理部門との連携】

統合的リスク管理部門は、自己資本管理部門に対し、自己資本管理部門が取得すべき情報として特定したリスクの状況、リスク限度枠又はリスク資本枠（資本配賦運営を行っている場合）の遵守状況・使用状況並びにリスク評価・計測手法、前提条件等の妥当性等の情報を、適時適切に伝達しているか。

⑤【各リスク管理部門への還元】

統合的リスク管理部門は、必要に応じて、各リスク管理部門に対し、リスクの状況について評価し、分析・検討した結果等を還元しているか。

(3) コントロール及び削減

①【管理不可能なリスクが存在する場合の対応】

統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理の管理対象外とするリスクの影響が軽微でない場合や適切な管理が行えない管理対象リスクがある場合、当該リスクに

関連する業務等の撤退・縮小等の是非について意思決定できる情報を取締役会等に報告しているか。

②【リスク限度枠等を超過した場合の対応】

統合的リスク管理部門は、リスク限度枠又はリスク資本枠（資本配賦運営を行っている場合）を超過した場合、速やかに、リスクの削減又はリスク限度枠等の変更の是非について意思決定できる情報を取締役会等に報告しているか。

(4) 検証・見直し

①【リスク管理の高度化】

統合的リスク管理部門は、統合的リスク評価方法の限界及び弱点を把握するための検証を実施し、それを補うための方策を検討しているか。また、限界及び弱点を踏まえ、リスク・プロファイルに見合ったリスク管理の高度化に向けた、調査・分析及び検証を実施しているか。

②【統合的リスク管理方法の検証・見直し】

統合的リスク管理部門は、内部環境及び外部環境の変化並びに統合的リスク評価方法の限界及び弱点を把握し、金融機関全体の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な統合的リスク管理方法であるかを定期的に検証し、見直しているか。例えば、以下の項目について検証し、見直しているか。

- ・ 統合的リスク管理の管理対象とするリスクの特定の妥当性
- ・ 統合的リスク評価方法の妥当性
- ・ 統合的リスク評価方法の限界及び弱点を踏まえた運営の適切性

Ⅲ. 個別の問題点

【検証ポイント】

- 本章においては、金融機関の直面する各種リスクを VaR 等の統一的な尺度で計り、各種リスクを統合（合算）して計測する「統合リスク計測手法」を採用している金融機関を対象としたチェック項目を記載している。
- Ⅲ. の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ. 又はⅡ. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ. 又はⅡ. のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

1. 統合リスク計測手法を用いている場合の検証項目

(1) 【統合リスク計測態勢の確立】

- (i) 統合リスク計測態勢に概念上の問題がなく、かつ、遺漏のない形で運営されているか。
- (ii) 統合的リスク管理方針のもとで、統合リスク計測手法（モデル）の位置づけを明確に定め、例えば、以下の項目について把握した上で運営しているか。また、連結対象子会社に対しても問題がないか確認しているか。
 - イ. 当該金融機関の戦略目標や業務の規模・特性及びリスク・プロファイル
 - ロ. イ. を踏まえた統合リスク計測手法の基本設計思想
 - ハ. ロ. に基づいたリスクの特定及び計測（範囲、手法、前提条件等）
 - ニ. ハ. から生じる統合リスク計測手法の特性（限界及び弱点）及び当該手法の妥当性
 - ホ. ニ. を検証するための検証方法の内容
- (iii) 資本配賦運営¹¹を行っている場合、統合リスク計測手法で算出された結果を踏まえ、資本配賦運営の方針を策定しているか。計測対象外のリスクがある場合には、計測対象外としたことについて合理的な理由があるか。また、当該対象外のリスクを十分に考慮してリスク資本を配賦しているか。

¹¹ 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト参照。

(2) 取締役及び監査役の適切な関与

①【統合リスク計測手法への理解】

- (i) 取締役は、統合リスク計測手法及びリスク限度枠又はリスク資本枠（資本配賦運営を行っている場合）の決定が、経営や財務内容に重大な影響を及ぼすことを理解しているか。
- (ii) 担当取締役は、当該金融機関の業務に必要とされる統合リスク計測手法を理解し、その特性（限界及び弱点）を把握しているか。
- (iii) 取締役及び監査役は、研修を受けるなどして、統合リスク計測手法について理解を深めているか。

②【統合リスク管理への取組】

取締役は、統合リスク計測手法による統合リスク管理に積極的に関与しているか。

(3) 統合リスク計測

①【計測手法の適切性】

- (i) 統合的リスク管理部門が用いる各リスク計測手法については、それぞれ妥当性を確保することに加え、適切に統合リスク計測を行う観点から、各リスク計測手法間の整合性も確保しているか。
- (ii) 統合的リスク管理部門が用いるリスク計測における前提条件等については、戦略目標及びリスク・プロファイルを踏まえた妥当性を確保しているか。
- (iii) 統合的リスク管理部門が用いるリスク特性や損失分布の異なる各種リスクを合算する手法は、妥当なものとなっているか。さらに、各種リスクの相関（分散効果）を考慮する場合、その妥当性を定期的に検証しているか。

②【継続的な検証、ストレス・テスト】

- (i) 統合的リスク管理部門は、継続的な検証（バック・テスト等）により、計測手法の妥当性を定期的に分析しているか。また、計測手法の見直しは内部規程等に基づいて行われているか。
- (ii) 統合的リスク管理部門は、包括的で適切なストレス・シナリオに基づくストレス・テストにより、各種リスク及びリスク全体のストレス状況を把握し、適切に活用しているか。

③【統合リスク計測手法等の検証態勢及び管理態勢】

統合リスク計測手法の開発から独立し、かつ十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、統合リスク計測手法、前提条件等の妥当性について検証されているか。仮に、統合リスク計測手法、前提条件等に不備が認められた場合には、適切に修正を行っているか。

また、統合リスク計測手法、前提条件等について、合理的な理由によらずに改変することができないような体制、内部規程等を整備し、その定められた内部規程等

に従って適切に統合リスク計測手法等の管理を行っているか。

(4) 【統合リスク計測手法に関する記録】

統合リスク計測手法、前提条件等を選択する際の検討過程及び決定根拠について、事後の検証や計測の精緻化・高度化のために必要な記録等を保存し、継承できる態勢を整備しているか。

(5) 監査

① 【監査プログラムの整備】

統合リスク計測手法の監査を網羅的にカバーする監査プログラムが整備されているか。

② 【内部監査の監査範囲】

以下の項目について、内部監査を行っているか。

- ・ 統合リスク計測手法と、戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロフィールとの整合性
- ・ 統合リスク計測手法の特性（限界及び弱点）を考慮した運営の適切性
- ・ 統合リスク計測手法に関する記録は適切に文書化され、遅滞なく更新されていること
- ・ 統合リスク管理プロセスにおける変更内容の計測手法への適切な反映
- ・ 統合リスク計測手法によって捉えられる計測対象範囲の妥当性
- ・ 経営陣向けの情報システムに遺漏がないこと
- ・ 統合リスク計測手法、前提条件等の妥当性
- ・ 各種リスクの合算方法の妥当性
- ・ 統合リスク計測に利用されるデータの正確性及び完全性
- ・ 継続的な検証（バック・テスト等）のプロセス及び結果の適正性

③ 【監査結果の活用】

統合的リスク管理部門は、監査の結果を踏まえて、統合リスク計測手法を適切に見直しているか。

(6) 【リスクを考慮した経営指標の活用】

統合的リスク管理部門は、資本対比収益（率）等の経営指標を、事後的な実績の把握にとどまることなく、リスク管理の向上のために活用しているか。¹²その際、例えば、リスク・リターン戦略等の妥当性の検証及び戦略等の立案にも活用しているか。

¹² 経営方針、戦略目標等によって、資本対比収益（率）等の経営指標の活用度合いが異なることに留意する。

